

【No.1】電子申告義務がある連結親法人（当連結事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社）の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

【No.7】当連結事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超である連結親法人、一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人又は適用除外事業者（当連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得金額の年平均額が15億円を超える連結親法人）であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。

連結親法人整理番号	法人区分	普通法人 (特定の戻り金を除く)	協同組合等又は 特定の医療法人
期末現在の資本金の額又は出資金の額	同非区分	同上が1億円以下の普通法人のうち中 人に該当しないもの	非中小法人
旧納税地及び旧法人名等	旧納税地及び旧法人名等		
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金細分表、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書		

別表一の一 各連結事業年度の連結所得に係る申告書
… 令二・四・一 以後終了連結事業年度等分

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (連結中間申告の場合の計算期間 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日)

申告書	還年以降 交付要件	(要)	(否)	適用額明細書 提出の有無	(有)	(無)
申告書	税理士法第30条 の書面提出有	(有)	(無)	税理士法第33条 の2の書面提出有	(有)	(無)

【No.2】連結確定申告書には、連結親法人及び連結子法人の次に掲げる書類を添付していますか。

- ① 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
- ② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類
- ⑤ 連結親法人の会社事業概況書（連結親法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）
- ⑥ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
- ⑦ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）
- ⑧ 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち税額又は所得金額を減少させるもの等の適用を受ける場合）（租特透明化法第3条）

【No.5】15欄及び43欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。

連結中間申告分の法人税額	15	00	00
差引確定中間申告の場合はその法人税額(税額とし、マイナスの場合は、(26)へ記入)	16	00	00
課税標準の法人税額	33		
課税標準法人税額	35		
地方法人税額	36		
課税連留保金額に係る地方法人税額	37		
所得地方法人税額	38		
外国税額の控除額	40		
差引地方法人税額	42		
中間申告分の地方法人税額	43	00	00

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.6】地方法人税額の計算につき、別表一の二次葉の56~59欄により計算していますか。

【No.6】40欄の金額は、別表六の二(二)の20欄の金額と一致していますか。

税理士署名押印 (印)

連結事業年度等	法人名
---------	-----

法人税額の計算

(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	50	000	(50)の15%、16%又は19%相当額	53
(1)のうち特例税率の適用がある協同				

【No. 7】当連結事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超である連結親法人、一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人又は適用除外事業者（当連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得金額の年平均額が15億円を超える連結親法人）であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。

地方法人税額の計算

連結所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56)の4.4%又は10.3%相当額	58
課税連結留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の4.4%又は10.3%相当額	59

この申告が修正申告である場合の計算

法人税額の計算	この申告前の	課税土地譲渡利益金額	61		この申告前の	連結所得に対する法人税額	68	
	この申告前の	課税連結留保金額	62		この申告前の	課税連結留保金額に対する法人税額	69	
		法人税額	63			課税標準法人税額 (68) + (69)	70	000
		還付金額	64	外		確定地方法人税額	71	
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (16) - (63)若しくは(16) + (64) 又は(64) - (28)	65	00		外	中間還付額	72
	この申告前の	連結欠損金等の当期控除額	66		この申告前の	欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
		翌期へ繰り越す連結欠損金	67			この申告により納付すべき地方法人税額 (44) - (71)若しくは(44) + (72) + (73) 又は((72) - (45)) + ((73) - (45)の外書))	74	00

【No. 6】地方法人税額の計算につき、56欄～59欄により計算していますか。

【No. 3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

連結所得の金額の計算に関する明細書

連結事業年度	法人名
--------	-----

【No.11】 1 欄又は 55 欄の金額は、それぞれ各連結法人の別表四の二付表の 1 欄又は 55 欄の金額の合計額と一致していますか。

加算	減算	項目	欄	処 分		
				留 保	社 外 流 出	
				②	③	
当期利益又は当期欠損の額の合計額 (別表四の二付表「1」)				円	円	円
			1		配 当	
					そ の 他	
加		減価償却の償却超過額	2			
		役員給与の損金不算入額	3		そ の 他	
			4			
			5			
		小 計	6			
減		減価償却超過額の当期認容額	7			
		外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額	8			
		受贈益の益金不算入額	9			
		適格現物分配に係る益金不算入額	10			
		小 計	11			
		仮 計	12		外 ※	
		仮 (1)+(6)-(12) 計	13		外 ※	
加		損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	14			
		損金経理をした連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額	15			
		損金経理をした附帯税(利子税を除く。)の負担額	16			
		損金経理をした道府県民税及び市町村民税	17			
		損金経理をした納税充当金	18			
算		損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延滞分を除く。)及び過剰税	19			
		小 計	20			
減		収益として経理した連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額	21			
		収益として経理した附帯税(利子税を除く。)の受取額	22			
		納税充当金から支出した事業税等の金額	23			
		法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	24			
		所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等	25			
		小 計	26			
		仮 計	27			
		仮 (13)+(20)-(26) 計	28	△		
		受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「14」)	29			
		交際費等の損金不算入額 (別表十五の二「5」)	30			
		仮 計	31			
		(27)から(29)までの計	32			
		関係者等に係る支払利息等又は対象純支払利息等の損金不算入額 (別表十七の二(二)「29」又は別表十七の二(四)「32」)	33			
		連結超過利子額の損金算入額 (別表十七の二(二)「10」)	34	△		
		仮 計	35			
		(30)から(32)までの計	36			
		被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	37	△		
		寄附金の損金不算入額 (別表十四の二「24」)	38			
		沖縄の認定法人及び国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額(別表四の二付表「36」)	39	△		
		法人税額から控除される所得税額 (別表六の二(一)「6」)	40			
		税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表四の二付表「38」)	41			
		分配調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額(別表八の二(一)「15」の②)別表十七(三)「5」)	42			
		連結組合等損失額の損金不算入額又は連結組合等損失超過合計額の損金算入額(別表四の二付表「40」)	43			
		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表四の二付表「11」)	44			
		仮 計	45			
		(33)+(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)±(41)	46		外 ※	
		契約者配当の益金算入額 (別表四の二付表「43」)	47			
		連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	48		※	
		非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	49		※	
		仮 計	50		外 ※	
		(42)から(45)までの計	51	△		
		連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3」の計又は「16」)	52		※	△
		仮 計	53		外 ※	
		(46)+(47)	54			
		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表四の二付表「49」)	55	△		
		農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表四の二付表「50」)	56	△		
		農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表四の二付表「51」)	57	△		
		関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額及び再投資等準備金積立額の損金算入額(別表四の二付表「52」)	58	△		
		特別事業開始当事業年度に特定事業活動として出資をした場合の特別決定額入額の損金算入額又は特別決定取崩額の益金算入額(別表四の二付表「53」)	59		※	
		残余財産の確定の日の属する連結事業年度に係る事業税の損金算入額	60	△		
		連結所得金額又は連結欠損金額	61		外 ※	

別表四の二
令二・四・一以後終了連結事業年度分

【No.3】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.15】 別表五の二(二)の5、10、15、20及び29~34の⑤欄でプラス表示している金額を14欄、17欄及び19欄で加算していますか。

【No.17】 別表五の二(二)の24の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を加算していますか。

【No.16】 別表五の二(二)の5、10、15及び20の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、各連結法人において雑収入等に計上しているものを24欄又は25欄で減算していますか。

【No.17】 別表五の二(二)の24の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を23欄等で減算していますか。

【No.18】 別表五の二(二)の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を減算していますか。

個別所得の金額の計算に関する明細書

連結
事業年度

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表四の二付表
令二・四・一以後終了連結事業年度分

区分	総額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	1		配当 その他
加			
減価償却の償却超過額	2		
役員給与の損金不算入額	3		その他
	4		
	5		
小 計	6		
減			
減価償却超過額の当期認容額	7		
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	8		※
受贈益の益金不算入額	9		※
適格現物分配に係る益金不算入額	10		※
	11		
小 計	12		外※
仮 計	13		外※
(1)+(6)-(12)			
加			
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	14		
損金経理をした連結法人税個別帰属額 及び連結地方法人税個別帰属額	15		
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)	16		その他
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	17		
損金経理をした納税充当金	18		
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延滞分を除く。)	19		その他
小 計	20		
減			
収益として経理した連結法人税個別帰属額 及び連結地方法人税個別帰属額	21		
収益として経理した附帯税(利子税を除く。)	22		※
納税充当金から支出した事業税等の金額	23		
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	24		
所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等	25		※
小 計	26		外※
仮 計	27		外※
(13)+(20)-(26)			
受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八の二付表「1」)	28	△	※ △
交際費等の損金不算入額の個別帰属額 (別表十五の二「22」又は「23」)	29		その他
仮 計	30		外※
(27)から(29)までの計			
関連者等に係る支払利子等又は対象純支払利子等の損金不算入額の個別帰属額 (別表一七の(一)「30」又は別表一七の(四)「33」)	31		その他
連結超過利子額の損金不算入額の個別帰属額 (別表一七の(二)付表一「10」の計)	32	△	※ △
仮 計	33		外※
(30)から(32)までの計			
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	34	△	※ △
寄附金の損金不算入額の個別帰属額 (別表十四の二「36」)	35		その他
沖積の認定法人又は国家戦略特区における指定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十の(一)「7」又は「12」又は別表十(二)「8」のうちいずれか金額)	36	△	※ △
法人税額から控除される所得税額の個別帰属額 (別表六の二(一)「22」)	37		その他
税額控除の対象となる個別外国法人税の額 (別表六(二)の二「7」)	38		その他
分配時調整外国税当額の個別帰属額及び外国関係会社等に係る特別控除対象所得税額等相当額(別表六の二(二)の二「24」+別表十七(三)の十二「9」)	39		その他
連結組合等損失額の損金不算入額又は連結組合等 損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	40		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の 損金算入額又は益金算入額(別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	41		※
仮 計	42		外※
(33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) ± (41)			
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)	43		
連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損 金額の益金算入額の個別帰属額(別表七の二付表二「12」)	44		※
非適格合併又は残余財産の全部分配等による 移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	45		※
仮 計	46		外※
(42)から(45)までの計			
連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額(別表七の二付表一「19」の計 (別表七の二付表四「9」若しくは「21」又は別表七の二付表五「10」))	47	△	※ △
仮 計	48		外※
(46)+(47)			
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表一(二)「43」)	49	△	※ △
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)「10」)	50	△	
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「13」の計)	51	△	
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金 積立額の損金算入額(別表十二(十四)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」)	52	△	
特別開事業開始事業等に対し特定事業活動として出資をした場合の特別開事業人額 の損金算入額又は特別開事業の利益金算入額(別表十(三)「20」-「17」)	53		※
残余財産の確定の日の属する連結事業 年度に係る事業税の損金算入額	54	△	
個別所得金額又は個別欠損金額	55		外※

【No.11】各連結法人の1欄又は55欄の金額の合計額は、別表四の二の1欄又は55欄の金額と一致していますか。

別表五の二(一)
令二・四・一以後終了連結事業年度分

連結利益積立金額の計算に関する明細書

連結事業年度	・ ・	法人名
--------	--------	-----

区 分	①	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 連結利益積立金額 ①-②+③ ④	
		減	増		
		②	③		
各連結法人の連結個別利益積立金額	1	円	円	円	
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
小 計	14				
納 税 充 当 金	15				
未納法人税等 (退職年金等積立金に対するものを除く。)	未納連結法人税及び未納連結地方人税(附帯税を除く。)	△	△	中間	△
				確定	△
	未納法人税及び未納地方人税(附帯税を除く。)	△	△	△	△
	未納道府県民税(均等割額を含む。)	△	△	中間	△
				確定	△
未納市町村民税(均等割額を含む。)	△	△	△	△	
差 引 合 計 額	20				

【No.13】 1欄～13欄の金額は、各連結法人の別表五の二(一)付表一の19欄の金額をそれぞれ記載していますか。

【No.3】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.4】 前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.12】 別表四の二と別表五の二(一)の検算額は、20④欄の金額と一致していますか。
【検算式】
 〈納付の場合〉
 別表四の二の 55②欄 + 別表五の二(一)の 20①欄 + 別表五の二(一)の 16～19 の③欄の合計額
 - 別表五の二(一)の 16③確定欄 - 別表一の二の 16欄 - 別表一の二の 44欄
 = 別表五の二(一)の 20④欄
 〈還付の場合〉
 別表四の二の 55②欄 + 別表五の二(一)の 20①欄 + 別表五の二(一)の 16～19 の③欄の合計額
 - 別表五の二(一)の 16③確定欄 + 別表一の二の 28欄 + 別表一の二の 45欄
 = 別表五の二(一)の 20④欄

連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書

連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表五の二(一)付表一
令二・四・一以後終了連結事業年度分

I 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書				
区分	期首現在連結個別利益積立金額 ①	当期の増減		差引翌期首現在連結個別利益積立金額 ①-②+③ ④
		減 ②	増 ③	
利益準備金	1 円			円
積立金	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			
	17			
繰越損益金(損は赤)	18			
小計	19			
納税充当金	20			
未払連結法人税個別帰属額等 (退職年金等積立金に対するものを除く。)	未払連結法人税個別帰属額及び未払連結地方法人税個別帰属額	21		中間 確定
	未納法人税及び未納地方法人税(附帯税を除く。)	22 △	△	△ △
	未納道府県民税(均等割額を含む。)	23 △	△	中間 △ 確定 △
	未納市町村民税(均等割額を含む。)	24 △	△	中間 △ 確定 △
差引合計額	25			

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.13】各連結法人の19欄の金額を、別表五の二(一)1欄~13欄の金額にそれぞれ記載していますか。

II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書

区分	期首現在連結個別資本金等の額 ①	当期の増減		差引翌期首現在連結個別資本金等の額 ①-②+③ ④
		減 ②	増 ③	
資本金又は出資金	26 円			
資本準備金	27			
	28			
	29			
差引合計額	30			

【No.42】連結親法人の30④欄の金額(マイナスの場合は0)を、別表十四の二の10欄に記載していますか。

連結法人の租税公課の納付状況等に関する
明細書

連結事業年度 . . . 【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表五の二(二)
令一・四・一以後終了連結事業年度分

税目及び連結事業年度	期首現在 未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在 未納税額 ①+②-③-④-⑤ ⑥
			充当金取崩し による納付 ③	仮払経理に よる納付 ④	損金経理に よる納付 ⑤	
連 結 法 人	円		円	円	円	円
法 人 税 及 び 地 方 法 人 税						
道 府 県 民 税						
市 町 村 民 税						
事 業 税						
そ の 他						
納 税 充 当 金 の 計 算						
期首納税充当金	35	円	取	そ	損金算入のもの	41
繰入額	36		崩	の	損金不算入のもの	42
	37					43
	38			他	仮払税金消却	44
取崩額	39		額		計	45
事業税	40				期末納税充当金	46

【No.4】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の申告書の金額と一致していますか。

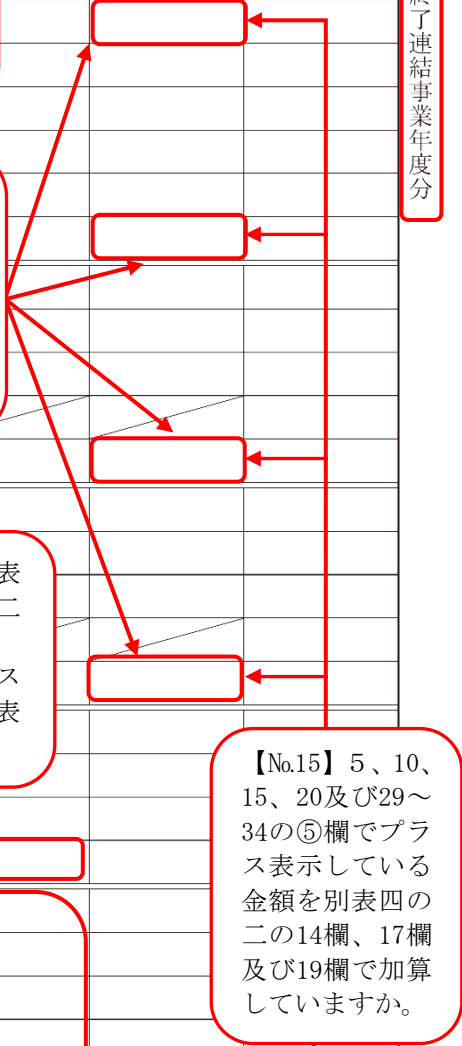
【No.14】各欄の金額は、各連結法人の別表五の二(二)付表の各該当欄の金額の合計額と一致していますか。

【No.16】5、10、15及び20の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、各連結法人において雑収入等に計上しているものを別表四の二の24欄又は25欄で減算していますか。

【No.17】24の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を別表四の二の23欄等で減算していますか。
【No.17】24の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を別表四の二で加算していますか。

【No.18】「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を別表四の二で減算していますか。

【No.15】5、10、15、20及び29～34の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の二の14欄、17欄及び19欄で加算していますか。



各連結法人の租税公課の納付状況等に関する
明細書

連 結 事 業 年 度 . . . 法 人 名 ()

別表五の二(二)付表
令二・四・一以後終了連結事業年度分

税目及び連結事業年度等			期首現在額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在額 ①+②-③-④-⑤ ⑥	
					充当金取崩し による納付 ③	仮払経理に よる納付 ④	損金経理に よる納付 ⑤		
法 地 方 税 法 及 人 び 税	当 期 分	1	円		円	円	円	円	
		2							
		中 間	3		円				
		確 定	4						
		計	5						
道 府 県 民 税	当 期 分	6							
		7							
		中 間	8						
		確 定	9						
		計	10						
市 町 村 民 税	当 期 分	11							
		12							
		中 間	13						
		確 定	14						
		計	15						
事 業 税	当 期 中 間 分	16							
		17							
		18							
		計	19						
そ の 他	損 金 算 入 の も の	利 子 税	20						
		延滞金 (延納に係るもの)	21						
			22						
			23						
	損 金 不 算 入 の も の	加算税及び加算金	24						
		延滞税	25						
		延滞金 (延納分を除く。)	26						
		過 怠 税	27						
			28						
			29						

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.14】各連結法人の別表五の二(二)付表の各該当欄の金額の合計額は、別表五の二(二)の各欄の金額と一致していますか。

納 税 充 当 金 の 計 算							
期首納税充当金	30	円	取	そ	損金算入のもの	36	円
繰 入 額	損金経理をした納税充当金	31	崩 の 他 額	の	損金不算入のもの	37	
		32				38	
	計	33			仮払税金消却	39	
取崩額	法人税額等	34			計	40	
	事業税	35		期末納税充当金	41		

各連結法人の連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の発生状況等の明細

連 結 事 業 年 度	期首現在額 ①	当期発生額 ②	当期中の決済額		期末現在額 ⑤
			支払額 ③	受取額 ④	
42	円		円	円	円
43					
当 期 分		中間	円		
		確定			
計					

国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表六(二)付表一

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

区 分	国外所得対応分 ①のうち非課税所得分		国外所得対応分 ③のうち非課税所得分	
	①	②	③	④
国外事業所等の名称等				
名 称	1			
国 名 又 は 地 域 名	2			
所 在 地	3			
主 たる 事 業	4			
国外事業所等帰属所得に係る当期利益又は当期欠損の額	円	円	円	円
(5)のうち内部取引に係る利益又は損失の額	6			
納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	7			
交際費等の損金不算入額	8			
貸倒引当金の戻入額	9			
国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額(別表六(二)付表二「16」)	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
小 計	15			
貸倒引当金の繰入額	16			
銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額(別表六(二)付表二「20」)	17			
保険会社の投資資産超過額に係る投資収益の益金不算入額(別表六(二)付表四「29」)	18			
	19			
	20			
	21			
	22			
小 計	23			
仮 計 (5) + (15) - (23)	24			
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (24の①) + (24の③)	25			円
(25)のうち非課税所得の金額 (24の②) + (24の④)	26			

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.22】各連結法人の25欄の金額の合計額は、別表六の二(二)の8欄の金額と一致していますか。
【No.23】各連結法人の26欄の金額及び別表六の二(二)付表の43②欄の金額の合計額(マイナスの場合は0)は、別表六の二(二)の11欄の金額と一致していますか。

連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・	・	法人 名	()
-------------	---	---	------	-----

別表六の二(一)
令一・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

「1」から「5」までの「2」及び「3」の各欄、「8」、「14」及び「21」並びに「23」、「24」及び「26」の各欄は、連結法人の各連結事業年度において、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第33条第2項の規定の適用がある場合には、同項の規定により所得税額とみなされる復興特別所得税の額を含めて記載します。

区 分	収 入 金 額		①について課される所得税額		②のうち控除を受ける所得税額	
	①		②			
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当	1	円				
剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	2					
集团投資信託（合同運用信託、公社債投資信託）						
割						
そ						
剰余金の配当（みなし配当等を除く。）						
個 別 法 による 場 合	銘 柄	収 入 金 額	所 得 税 額	配 当 等 の 計 算 期 間	(9)のうち元本所有期間	控除を受ける所得税額
		円	円	9 月	10 月	円
銘 柄 別 簡 便 法 による 場 合	銘 柄	各 連 結 法 人 の 収 入 金 額 の 合 計	各 連 結 法 人 の 所 得 税 額 の 合 計	各 連 結 法 人 の 配 当 等 の 計 算 期 末 の 所 有 元 本 数 等 の 合 計	各 連 結 法 人 の 配 当 等 の 計 算 期 首 の 所 有 元 本 数 等 の 合 計	控 除 を 受 け る 所 得 税 額
		13 円	14 円	15	16	19 円
支 又						
計						
個 別 帰 属 額 の 計 算						
連 結 法 人 名	個 別 帰 属 額 (23の計) + (25の計) + (26の計)				円	
銘 柄 等	配 当 等 に 係 る 控 除 を 受 け る 所 得 税 額		配 当 等 以 外 に 係 る 控 除 を 受 け る 所 得 税 額 の うち 該 連 結 法 人 に 帰 せ ら れ る 所 得 税 額			
	個 別 法 による 場 合	銘 柄 別 簡 便 法 による 場 合				
	(12)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額	(14)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額	$24 \times \frac{19}{14}$			
	23 円	24 円	25 円		26 円	
計						

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.19】復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、所得税額とみなされる復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していますか。
【No.21】集团投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額を記載していませんか（分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六の二(二の二)を作成していますか。）。

【No.20】12欄及び19欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていませんか。
(例)・公社債及び預貯金の利子
・合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配
・特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当
・資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

連結事業年度等 . . . 法人名 ()

別表六の二(二)付表

令二・四・一以後終了連結事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書				
当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	1	円	区分	
当期の連結控除限度額 (別表六(二)の二)「15」 2 当期の連結控除限度額 (別表六(二)の二)「15」 3 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」) 4 その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (43の①) 5 (3) + (4) (マイナスの場合は0) 6 非課税国外所得の金額 (43の②) + 別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0) 7 (5) - (6) (マイナスの場合は0) 8 別表六(二)の二「12」の金額 9 調整連結国外所得金額 (別表六(二)の二)「14」 10 $(9) \times \frac{(7)}{(8)}$ 11 個別調整国外所得金額 (7)と(10)のうち少ない金額 12 各連結法人の個別調整国外所得金額の合計額 (各連結法人の(11)の合計) 13 連結控除限度個別帰属額 $(2) \times \frac{(11)}{(12)}$ 14 法第81条の15第1項により控除できる金額 (1)と(13)のうち少ない金額 15 法第81条の15第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」) 16 法第81条の15第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」) 17 計 (14) + (15) + (16) 18 個別帰属額 (17)	19	円	その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	
	20		円	納付した個別控除対象外国法人税額
	21			交際費等の損金不算入額の個別帰属額
	22			貸倒引当金の戻入額
	23			
	24			
	25			
	26			
	27			
	28			外算
	29			源泉
	30			所得
	31			小計
	32			貸倒引当金の繰入額
	33			
	34			減
	35			所得
36			金額	
37			算	
38			計算	
39			小計	
40			計	
41			(19) + (31) - (42)	
42			43	

【No.24】各連結法人の8欄、9欄又は2欄の金額は、それぞれ別表六の二(二)の12欄、14欄又は15欄の金額と一致していますか。

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.22】各連結法人の43①欄の金額の合計額は、別表六の二(二)の9欄の金額と一致していますか。
 【No.23】各連結法人の別表六(二)付表一の26欄の金額及び別表六の二(二)付表の43②欄の金額の合計額(マイナスの場合は0)は、別表六の二(二)の11欄の金額と一致していますか。

【No.25】各連結法人の17欄の金額の合計額は、別表六の二(二)の16欄の金額と一致していますか。

【No.25】各連結法人の49欄の金額の合計額は、別表六の二(二)の20欄の金額と一致していますか。

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の個別控除対象外国法人税額 (1)	44	円	地方法人税控除限度額 (別表六(二)の二)「19」
連結控除限度個別帰属額 (13)	45		地方法人税の控除限度個別帰属額 $(47) \times \frac{(11)}{(12)}$
差引個別控除対象外国法人税額 (44) - (45)	46		控除できる金額 (46)と(48)のうち少ない金額
			49

法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

連結事業年度 : : 法人名 ()

別表六の二(三)
令二・四・一以後終了連結事業年度分

法人税額の特別控除額及び調整前連結税額超過額の計算			
各連結法人の当期税額控除可能額の合計額 (6の合計)	1	円	円
調整前連結税額 (別表一の二「2」)	2		
当期税額基準額 (2) × $\frac{90}{100}$	3		
法人税額の特別控除額 (1)と(3)のうち少ない金額			
4			
当期税額控除可能額及び調整前連結税額超過構成額の明細			
適用を受ける各特別控除制度		当期税額控除可能額 6	調整前連結税額超過構成額 7
試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除	当期分 ①	別表六の二(五)「19」 円	円
中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分 ②	別表六の二(六)「18」	
特別試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分 ③	別表六の二(八)「12」	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ④	別表六の二(三)付表「1の③」	別表六の二(三)付表「2の③」
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑤	別表六の二(十)「15」	
中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ⑥	別表六の二(三)付表「1の⑥」	別表六の二(三)付表「2の⑥」
	当期分 ⑦	別表六の二(十一)「25」	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ⑧	別表六の二(三)付表「1の⑩」	別表六の二(三)付表「2の⑩」
	当期分 ⑨	別表六の二(十二)「26」	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑩	別表六の二(十三)「23」	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑪	別表六の二(十四)「23」	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑫	別表六の二(十五)「17」	
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑬	別表六の二(十六)「16」	
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑭	別表六の二(十七)「41」	
		⑮ 別表六の二(十七)「47」	
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑯	別表六の二(十八)「25」	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ⑰	別表六の二(三)付表「1の⑭」	別表六の二(三)付表「2の⑭」
	当期分 ⑱	別表六の二(十九)「25」	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ⑲	別表六の二(三)付表「1の⑰」	別表六の二(三)付表「2の⑰」
	当期分 ⑳	別表六の二(二十)「26」	
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除	当期分 ㉑	別表六の二(二十一)「22」	
中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除	当期分 ㉒	別表六の二(二十二)「19」	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分 ㉓	別表六の二(二十四)「15」	
革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分 ㉔	別表六の二(二十五)「21」	
復興産業集積区域等において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ㉕	別表六の二(三)付表「1の㉒」	別表六の二(三)付表「2の㉒」
	当期分 ㉖	別表六の二(二十六)「31」	
復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	当期分 ㉗	別表六の二(二十七)「21」	
合計			(5)

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.26】複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。

特定税額控除規定の適用可否の判定に関する
明細書

連 結 業 度 . . . 法人名 ()

別表六の二(四)
令二・四・一以後終了連結事業年度分

継続雇用者 給与等支給額 に係る要件	継続雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(15の①)の合計)	1	該当・非該当	連 結 所 得 金 額	特定対象年度の基準 連結所得等金額	8
	継続雇用者比較給与等 支給額の合計額 (各連結法人の((15の②)又は(15の ③))の合計)	2				
国内設備投資額 に係る要件	((1) > (2)) 又は ((1) = (2) = 0)	3	該当・非該当	に 係 る 要 件	前連結事業年度等の基準 連結所得等金額の合計額	9
	国内設備投資額の合計額 (各連結法人の(16)の合計)	4				
	当期償却費総額の合計額 (各連結法人の(19)の合計)	5				
	当期償却費総額基準額 $(5) \times \frac{10 \text{又は} 30}{100}$	6				
	(4) > (6)	7			(8) ≤ (9)	10

【No.3】当連結事業年度に適用される
別表を使用していますか。

【No.27】連結法人（連結親法人が中小連結親法人に該当する
ものを除きます。）が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の
適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」
となっていますか。
① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度
② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械
等を取得した場合の法人税額の特別控除制度
③ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別
控除制度
④ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法
人税額の特別控除制度

各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算						
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算		
		当 期	前 連 結 事 業 年 度 等	前一年連結事業年度等特定期間		
		①	②	③		
連結事業年度等又は事業年度等	11	【No.27】連結法人（連結親法人が中小連結親法人に該当する ものを除きます。）が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の 適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」 となっていますか。 ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度 ② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械 等を取得した場合の法人税額の特別控除制度 ③ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別 控除制度 ④ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法 人税額の特別控除制度				
雇用者給与等支給額	12					
同上のうち継続雇用者に係る金額	13					
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(11の③)の月数}}$	14					
継続雇用者給与等支給額及び 継続雇用者比較給与等支給額 (13) 又は ((13) × (14))	15	円	円	円		
各 連 結 法 人 の 当 期 償 却 費 総 額 等 の 計 算						
国内設備投資額	16	円		剰余金の処分の方法により特別 償却準備金として積み立てた 金額その他(17)以外の金額	18	円
損益計算書に計上された 減価償却費の額	17	円		当 期 償 却 費 総 額 (17) + (18)	19	円

中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
円		円	
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(六)付表「2」)	1	中小連結法人税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)	13
控除対象試験研究費のうち特別試験研究費以外の額の合計額	2		
(1)のうち中小連結法人の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3	調整前連結税額 (別表一の二「2」)	14
控除対象試験研究費の額の合計額の計算 (2) + (3)	4	当期税額基準額の計算 (7) > 8% の場合	15
比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)	5	(9) > 10% の場合の特例加算割合 $(9) - \frac{10}{100} \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	16
増減試験研究費の額 (1) - (5)	6	当期税額基準額 (14) × ((15)、(0.25 + (16)) 又は 0.25)	17
増減試験研究費割合の計算 $\frac{(6)}{(5)}$	7	円	
試験研究費割合の計算 平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計)	8	当期税額控除可能額 (13) と (17) のうち少ない金額)	18
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$	9		
割増前税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{8}{100}) \times 0.3$ (0.12未満の場合又は(5) = 0の場合は0.12)	10	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の②」)	19
除割合の計算 (9) > 10% の場合の控除割増率 $(9) - \frac{10}{100} \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	11		
税額控除割合 (10) + ((10) × (11)) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	12	法人税額の特別控除額 (18) - (19)	20

別表六の二(六)
令二・四・一以後終了連結事業年度分

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.28】 中小連結親法人又は特定中小連結親法人に該当しない連結親法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない法人税額の特別控除制度を適用していませんか。

連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	・ ・	法人名
----------------------------	--------	--------	-----

別表七の二付表一

連結欠損金当期控除額の計算						
控除前連結所得金額 (別表四の二「46の①」)	1	円 連結所得金額控除限度額 (1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$			2	円
発生連結 事業年度	控除未済 連結欠損金額 (別表七の二「 ③」)	特定連結欠損金当期控除額の計算 (3)のうち特定当期控除額	非特定連結欠損金当期控除額の計算 (3)のうち非特定当期控除額	連結欠損金 額	金額	
	連 結 法 人	個別帰属額 (前期の(14)又は 別表七の二付表二「21の内書」)	表四の二付表「46の①」-当該発生連結 事業年度前の(19) の合計額)のうち 少ない金額	各連結法人の(11) の合計額	(5) × $\frac{(11)}{(12)}$	(10) - (13)
発生連結 事業年度	9	10	11	12	13	14
計						
発生連結 事業年度	非特定連結欠損金 (9)のうち非特定 連結欠損金に係る 控除未済額の 個別帰属額	各連結法人の非特定 連結欠損金に係る 控除未済額の 個別帰属額の合計額	非特定連結欠損金 の当期控除額の 個別帰属額	非特定連結欠損金 の個別帰属額の 翌期繰越額	連結欠損金 当期控除額の 個別帰属額	連結欠損金 個別帰属額の 翌期繰越額
	(9) - (10)	各連結法人の(15) の合計額	(7) × $\frac{(15)}{(16)}$	(15) - (17)	(13) + (17)	(14) + (18)
発生連結 事業年度	15	16	17	18	19	20
計						
連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の計算						
連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	21	円 繰戻し還付 連結欠損金の繰戻し額 (別表七の二「3の当期分」)			25	円
個別欠損金額 (別表四の二付表「55の①」)	22	各連結法人の連結欠損金当期発生 額に係る個別帰属額の合計額 (各連結法人の(24)の合計額)			26	
各連結法人の個別欠損金額の合計額 (各連結法人の(22)の合計額)	23	連結欠損金の繰戻し額の個別帰属額 (24) × (26)			27	
連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額 (21) × (23)	24	連結欠損金当期発生額に係る 個別帰属額の翌期繰越額 (24) - (27)			28	

【No.29】2欄の金額は、連結欠損金控除前の連結所得金額の50/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる連結事業年度を除きます。
① 連結親法人が、当連結事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていない場合の連結事業年度（法第81条の9第8項第1号該当）
② 連結親法人の更生手続開始の決定の日からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する連結事業年度を除きます。）（同項第2号該当）
③ 連結親法人の設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する連結事業年度を除きます。）（同項第3号該当）

【No.4】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

令二・四・一以後終了連結事業年度分

連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	法人名
-------------	-----

別表八の二
令二・四・一以後終了連結事業年度分

完全子法人株式等に係る受取配当等の額	1	8	円
受取配当等の額	2	9	
当期に支払う社債利息及び手形の割引料等の額の合計額を含まれていますか。	3	10	
連結法人の子等の株式等の連結超過利子等の額の合計額	4	11	
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等若しくは対象純支払利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と(別表十七の二(二)「29」又は別表十七の二(四)「32」のうち多い金額)	5	12	
連結超過利子等の額の合計額 (別表十七の二(三)「31」)	6	13	
【No.36】3欄の金額は、各連結法人の損益計算書の支払利息(社債利息及び手形の割引料等を含みます。)の額の合計額(別表四の二付表において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額)と一致していますか。	7	8	
【No.37】4欄の金額に、各連結法人が他の連結法人に対して支払う社債利息及び手形の割引料等の額の合計額を含まれていますか。	8	9	
【No.38】最初連結事業年度の場合、前期末現在額(15欄~18欄)を0としていますか。	15	16	17
【No.39】17欄の金額は、各連結法人の貸借対照表の金額に法令第155条の8及び連基通3-2-7~3-2-9の調整をした後の金額の合計額となっていますか。	17	18	
【No.40】18欄の金額は、各連結法人の別表五の二(一)付表一に記載された評価損益を調整した後の期末関連法人株式等(他の内国法人の発行済株式等の3分の1を超える数等を当期又は前期の期末日以前6月の期間を通じて有している場合における当該他の内国法人の株式等)の税務上の帳簿価額となっていますか。	18	19	
【No.30】19欄、22欄、25欄、33欄又は34欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。	19	20	21
【No.31】19欄の金額に、完全子法人株式等(その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等)に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	19	20	21
【No.32】20欄の金額に、関連法人株式等(その保有割合が3分の1超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の当該株式等)に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	20	21	22
【No.33】23欄の金額に、その他株式等(完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等)に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	23	24	25
【No.34】29欄又は30欄の金額に、非支配目的株式等(その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等)に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	29	30	31
【No.35】29欄には保険業を行う連結法人が受ける配当等の額を、30欄にはその他の事業を行う連結法人が受ける配当等の額を記載していますか。	29	30	31

受取配当等の額の明細

完全子法人株式等	発行法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	受取配当	19									
関連法人株式等	発行法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	保有割合	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の(20)-(21)	20	21	22				
その他株式等	発行法人名	本店の所在地	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額(23)-(24)	23	24	25						
非支配目的株式等	保有割合	特例非支配目的株式等に係る配当等の額	左記以外の株式等に係る配当等の額	特例非支配目的株式等に係る配当等の額	左記以外の株式等に係る配当等の額	特例非支配目的株式等に係る配当等の額(29)-(31)	左記以外の株式等に係る配当等の額(30)-(32)	28	29	30	31	32	33	34

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度 法人名 ()

別表十の二(二) 令二・四・一以後終了連結事業年度分

I 収用換地等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡資産の帳簿価額	12	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	. . .	同上のうち補償金等の額に 対応する部分の帳簿価額	13	
	収用換地等による譲渡年月日	3	. . .	譲渡経費の額	14	
	譲渡資産の種類	4		譲渡経費に充てるため 交付を受けた金額 差引譲渡経費の額	15	
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5		【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。		
	同補償金以外	6				
	取益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7				
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8				
	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	9				
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	10				
	特別控除に係る 交換取得資産の価額	11				
	同上の交換取得資産につき 支払った交換差金の額	12				
	譲渡益の額 (9) + (10) - (11) - (12)又は(13) - (16)又は(17)	18				
	当期において設けた特別勘定の金額 で特別控除の規定を受ける金額	19				
	当該資産の譲渡をした連結法人が 当該譲渡の日の属する年において 特別控除の規定を受けた金額	20				
特別控除残額 5,000万円 - (20)	21					
特別控除額 ((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額	22					

II 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書

事業施行者等の名称	23		当該資産の譲渡をした連結法人が当 該譲渡の日の属する年において 譲渡した他の資産につき、2,000万円 特別控除の規定を受けた金額	33	円
特定事業の用地買収等により 譲渡した年月日	24	(. .)	特 別 控 除 残 額 2,000万円 - (33)	34	
取得した対価の額	25		特 別 控 除 額 ((32)と(34)のうち少ない金額)	35	
交換取得資産の価額	26		当該資産の譲渡をした連結法人が当 該譲渡の日の属する年において 譲渡した他の資産につき、1,500万円 特別控除の規定を受けた金額	36	
交換取得資産につき支払った 交換差金の額	27		特 別 控 除 残 額 1,500万円 - (36)	37	
特定事業の用地買収等により 譲渡した部分の帳簿価額	28		特 別 控 除 額 ((32)と(37)のうち少ない金額)	38	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	29	当該資産の譲渡をした連結法人が当 該譲渡の日の属する年において譲渡 した他の資産につき、800万円 特別控除の規定を受けた金額	39	
	譲渡経費に充てるため 交付を受けた金額	30	特 別 控 除 額 800万円 -		
	差引譲渡経費の額 (29) - (30)	31	特 別 控 除 額 ((32)と(40)のうち少ない金額)		
譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32		当該資産の譲渡をした連結法人が 当該譲渡の日の属する年において 譲渡した他の資産につき、1,000万円 特別控除の規定を受けた金額	40	
			特 別 控 除 額 1,000万円	41	
			特 別 控 除 額 ((32)と(43)のうち少ない金額)	42	

III 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

各連結法人における計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定を受けた金額 (22) + (35) + (38) + (41) + (44)	45	円	各連結法人の合計額の計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(45)の合計)	48	円
	個別連結法人帰属損金不算入額 ((48) - (51)) × (45) / (48)	46			当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期の連結事業年度において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定を受けた金額の合計額	49	
	特別控除額の個別帰属額 (45) - (46)	47			特 別 控 除 残 額 5,000万円 - (49)	50	
					特 別 控 除 額 ((48)と(50)のうち少ない金額)	51	

交際費等の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・	・	法 人 名	
-------------	---	---	-------	--

御 注 意

4 3 2 (2) (1) (1) (3) 1
税 措 置 法 第 68 条 の 6 の 17 欄 に 掲 げ ら れ て い る 連 結 親 法 人 に 関 し て は 同 項 第 2 号 の 規 定 を 適 用 し て 記 載 し て く だ さ い 。
税 務 理 由 書 記 載 方 式 を 適 用 し て い る 連 結 親 法 人 は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
金 額 の 中 に 少 数 の 金 額 が 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 1 」 の 金 額 又 は 「 八 〇 〇 万 円 × 当 期 の 月 数 ÷ 12 」 に よ り 計 算 し た
「 3 」 欄 に は 次 の 区 分 に 応 じ て 記 載 し て く だ さ い 。
「 1 」 欄 に は 期 末 の 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額 (資 本 又 は 出 資 金 を 有 し な い 連 結 親 法 人 等 に つ い て は 措 置 法 施 行 規 則 第 39 条 の 93 の 規 定 に よ り 計 算 し た 金 額) が 1 億 円 以 下 で あ る 連 結 親 法 人 (資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額 が 5 億 円 以 上
で あ る 法 人 に よ る 完 全 支 配 関 係 が あ る 連 結 親 法 人 等) の 額 を 記 載 し て く だ さ い 。
「 2 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 3 」 欄 に は 期 末 の 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額 (資 本 又 は 出 資 金 を 有 し な い 連 結 親 法 人 等 に つ い て は 措 置 法 施 行 規 則 第 39 条 の 93 の 規 定 に よ り 計 算 し た 金 額) が 1 億 円 以 下 で あ る 連 結 親 法 人 (資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額 が 5 億 円 以 上
で あ る 法 人 に よ る 完 全 支 配 関 係 が あ る 連 結 親 法 人 等) の 額 を 記 載 し て く だ さ い 。
「 4 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 5 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 6 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 7 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 8 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 9 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 10 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 11 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 12 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 13 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 14 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 15 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 16 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 17 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 18 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 19 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 20 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 21 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 22 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。
「 23 」 欄 に は 交 際 費 等 に 係 る 消 費 税 等 の 額 の 中 に 控 除 対 象 外 消 費 税 額 等 に 相 当 す る 金 額 を 交 際 費 等 の 額 に 含 め て 損 金 不 算 入 額 を 計 算 す る 必 要 が あ り ま す 。

支出交際費等の額の合計額 (20の⑤)	1					円	損 金 算 入 限 度 額 (2)又は(3)	4		円
支出接待飲食費損金算入基準額 (21の⑤) × $\frac{50}{100}$	2						損 金 不 算 入 額 (1)-(4)	5		
中小連結法人の定額控除限度額 [(1)の金額又は800万円 × $\frac{12}{12}$] 相当額のうち少ない金額	3									
法 人 名										
科 目		①	②	③	④	⑤				
交 際 費	6	円	円	円	円					
	10									
	11									
	12									
	13									
	14									
	15									
	16									
	17									
支出額の合計額	18									円
交際費等の額から控除 される費用の額の合計額	19									
差引交際費等の額 (18)-(19)	20									
同上的うち接待飲食費の額	21									
個別所属損 金不算入額										
支出接待飲食費損金算入基準の適用がある場 合又は支出交際費等の損金算入額がない場合 (20)-(21) × $\frac{50}{100}$	22									
同上以外の場合 (20の①)、(20の②)、 (20の③)又は(20の④) (5) × $\frac{50}{100}$	23									

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.43】当連結事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が100億円を超える連結親法人であるにもかかわらず、21欄の計算をしていませんか。また、これらの額が1億円を超える連結親法人、又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人であるにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。

貸借対照表（令和3年3月31日現在）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金		支払手形	
受取手形		買掛金	
売掛金		未払費用	
有価証券		短期借入金	
製品		未払法人税等	
仕掛品		賞与引当金	
材料		製品保証引当金	
貯蔵品		未払消費税額等	
短期貸付金		固定負債	
前払費用		長期借入金	
繰延税金資産		社 債	
その他		退職給付引当金	
貸倒引当金		役員退職引当金	
		繰延税金負債	
固定資産		負債合計	
有形固定資産		(純資産の部)	
建物		株主資本	
建物附属設備		資本金	
機械及び装置		資本剰余金	
車輛及び運搬具		資本準備金	
土地		その他資本剰余金	
建物仮勘定		利益剰余金	
無形固定資産		利益準備金	
借地権		その他利益剰余金	
施設利用権		×××準備金	
営業権		〇〇〇積立金	
投資その他の資産		別途積立金	
投資有価証券		繰越利益剰余金	
長期貸付金		自己株式	
前払年金費用		評価・換算差額等	
貸倒引当金		その他有価証券評価差額金	
		純資産合計	
資産合計		負債及び純資産合計	

【No.10】連結親法人の貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を別表二の1欄の内書に記載していますか。



自己株式